

公益社団法人 宮城県航空協会 平成 29 年度事業計画

(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)

基本方針

公益認定後 5 年目を迎える今期は、前期 5 月 5 日に発生した高高度飛行での墜落死事故（現在各関係機関で調査を継続中）の事実を教訓に飛行訓練及び記録挑戦飛行等での安全確保を最重要課題として活動全体を点検、再考し改革・改善を行う。事故防止の手法は日ごろ発生していると思われるヒヤリハットの事例を多く集め、その対策を検討・実施し大事故に至らない段階でのミス撲滅に力を入れて行う。

経営面ではより一層の健全経営を目指すことを基本方針とし、前期同様に全国公益法人会の個別相談を活用し事業計画、資金計画、日常の経理処理の改善を行う。平成 28 年度の前半は円高で自動車燃料費、航空燃料費の支出が抑制されたが、この状態が継続する保証はない。霞目飛行場の借地料の高騰、機材のオーバーホール準備資金、次期複座練習機取得資金、角田事務所の改善資金等々資金需要に対する問題が山積していることを再認識し、運営の見直しと改革、資金調達方法や寄付金募集の研究を継続して行う。

定款に基づいた各公益事業の活動内容は以下の通りです。

1 定款第 4 条 1 項 1 号の事業（公 1 事業）

- (1) 航空機の操縦訓練希望者を対象としてグライダーを使用し角田滑空場で操縦練習会を毎土曜・日曜、祝日、夏休み、年末始休暇期間に行う。操縦練習会日：通算約 90 日以上、参加予定延人数：約 1,000 人以上、練習延飛行回数：600 回以上を目標とする。
- (2) 東北大学友会学航空部に角田滑空場及び角田事務所を開放し、グライダー操縦練習活動を支援。
角田滑空場使用延日数：70 日以上 参加延人数：約 700 人以上 練習延飛行回数 1,000 回以上を目標とする。
- (3) 特定操縦技能審査 対象者：航空機操縦技能証明所有者で法的対象者 期日：随時
- (4) 航空機操縦技能証明等の実地試験 対象者：法的受験資格を得た者 期日：随時

2 定款第 4 条 1 項 2 号の事業（公 1 事業）

- (1) 航空機展示、体験飛行、展示飛行は角田滑空場で事業項目 1 の（1）の事業が行われている日に随時行う。
角田滑空場見学者数：約 1,000 人以上、体験搭乗者数：約 100 人以上を目標とする。
- (2) 航空スポーツの普及事業
角田市主催の「宇宙っ子まつり」に参加。スカイネット角田と共催で「宇宙っ子まつりグライダーフェスティバル」を行い、グライダー展示、体験搭乗会、航空スポーツ普及の各種イベントを行う。
開催日：平成 27 年 5 月 見学者数：多数、10 人程度の体験飛行を計画
子供グライダー教室開催 対象者：小中学生 期間：年間 4 回開催 6 月～10 月
1 回の参加人数：定員 20 人で予定
スカイダイビングのダイバーを降下開始高度まで上げる支援、要請に応じ随時
その他角田市ははじめイベント参加及び展示飛行の要望があった時安全が確保できれば随時

3 定款第 4 条 1 項 3 号の事業（公 1 事業）

- (1) 飛行技術研究は異常姿勢からの回復訓練、技能習得レベルに合わせ随時
- (2) 北西風により奥羽山脈風下側にできる気流の波を利用した高度操縦技術のフライト訓練、気象条件と技術レベルに合わせ随時 50 km～1500 km の距離飛行達成を目標
- (3) グライダーの技量認定記章（国内記章、国際記章）、グライダー記録挑戦フライト及び記録認定支援

4 定款第 4 条 1 項 4 号の事業（公 2 事業）

- (1) 災害発生時及び緊急時の離着陸場の維持管理、約 50m × 約 1,000m = 50,000 m²（約 15,000 坪）を
通算 20 回草刈り整備
- (2) 災害発生時及び緊急時使用希望者には事前に使用申請を受け付けし審査を経て使用許可書を発行

5 定款第4条1項5号(公1事業)

- (1) 航空従事者学科試験及び特殊航空無線技士試験の受験支援
- (2) 競技会への選手派遣支援
- (3) 航空スポーツ、航空安全講習会への講師派遣支援
- (4) 宮城フライトサービス及び角田フライトサービス無線局による航空機への安全運航支援
- (5) JA2178のエンジン及び胴体のオーバーホール